

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売 に係るガイドライン)の改正について

2021年3月16日

- 2020年9月、「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」報告書が公表され、高齢顧客への勧誘による販売に係るルールについて、プリンシプルベースの視点から見直しの方向性が示された。
- 同報告書では、「高齢顧客ガイドライン」の見直しの基本的な考え方として、現状、証券投資に係る認知判断能力については定量的な判定方法が確立していないことに鑑み、顧客との会話を通じた定性的な判定方法を維持しつつ、過度に画一的又は形式的となっている内容を改めることが適当とされた。
- この趣旨に沿って、個別の顧客の状況に合わせた対応をより可能とするため、同ガイドラインにおいて、対象外とする顧客の判定、特別な手続きを経ずに勧誘可能な商品の範囲、約定結果の確認・連絡等の内容を改め、新たにアフターフォローの考え方を盛り込むなどの提言（改正案文の見直しのイメージも提示）が行われている。
- 今般、これらの提言を踏まえ、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」においてさらに具体的な検討を進め、同ガイドラインの改正案を取りまとめた。

1. 対象顧客及び対象外顧客の判定

| 現行規制の概要 | プリンシプル懇提言 (見直しのイメージ) | 改正案 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上と80歳以上の2段階の目安を提示。 対象外とすることが可能な顧客の範囲として、会社経営者、役員等を例示。また、対象外とする場合の手続を規定。 | <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上と80歳以上の2段階の目安は維持。 他方、より個別の顧客の状況に合わせた対応が可能となるよう、「記憶力及び理解力等が十分である場合」かつ「収入や保有資産の状況に照らして問題ない場合」は、ガイドラインの対象外とすることが考えられる旨、及び対象外とする際の手続き（担当役員等の承認等）を記載。 ワーキングでガイドラインの対象外とする場合の具体的な例示を検討し、記載の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 左記内容に加え、以下を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ①記憶力及び理解力等に係る本人との対話等による直接的な確認例、家族との対話や本人の客観的な状況からの間接的な確認例。 ②理解力及び記憶力等を確認する際に考慮する視点。（オープンクエスチョン、先入観の排除、総合的な検証等）。 |

2. 対象顧客への取引勧誘（特別な手続き等を経ず勧誘可能な商品）

| 現行規制の概要 | プリンシプル懇提言 (見直しのイメージ) | 改正案 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 特別な手続き等を経ず勧誘可能な商品（公共債、普通社債、上場証券、一部の投信等）を列挙。 通貨については、3通貨（米ドル、ユーロ、豪ドル）を例示。 | <ul style="list-style-type: none"> 特別な手続き等を経ず勧誘可能な商品に係る考え方は維持。 通貨については、判断要素（流通量、ボラティリティ、スプレッド、認知度、当該国の経済実態や資本規制等）を勘案し、協会員が社内規則で定める旨を記載（3通貨の例示は維持）。 | <p style="text-align: center;">同 左</p> |

3. 約定結果の連絡・確認

| 現行規制の概要 | プリンシプル懇提言 (見直しのイメージ) | 改正案 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 担当者以外の者が、約定結果をその都度連絡。 | <ul style="list-style-type: none"> 取引内容の連絡・確認は、顧客の属性や取引状況等を勘案し、各社がリスクベースで顧客、頻度、方法、行う者（勧誘を行った担当営業員以外の者等）を社内規則等で定めて実施（必ずしも取引の都度行う必要はない。）。 取引内容の連絡・確認は、次頁に記載する高齢顧客に対する継続的な状況把握（アフターフォロー）と同じ機会に行うことも可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 左記内容に加え、以下を記載。 <ol style="list-style-type: none"> ① 役席者が高齢顧客を担当している場合の連絡・確認の方法 ② 取引内容の連絡・確認において、顧客と認識相違があった場合の内部管理責任者等へ報告 |

4. 高齢顧客に対する継続的な状況把握（アフターフォロー）

| 現行規制の概要 | プリンシプル懇提言 (見直しのイメージ) | 改正案 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 継続的な状況把握について、特定の手続きや考え方を示していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 継続的な状況把握（アフターフォロー）を行う必要がある旨を明示。 継続的な状況把握（アフターフォロー）は、顧客の属性や取引状況等を勘案し、各社がリスクベースで顧客、頻度、方法、行う者（内部管理を行う者又は営業担当の役席者等）を社内規則等で定めて実施。 顧客に確認する事項として、自身の取引・保有商品に対する認識、健康状態、記憶力及び理解力等、キャッシュフローや保有資産の状況の変化等を例示。 | <ul style="list-style-type: none"> 左記内容に加え、役席者が高齢顧客を担当している場合の継続的な状況把握（アフターフォロー）の方法を記載。 |

5. モニタリング

| 現行規制の概要 | プリンシプル懇提言 (見直しのイメージ) | 改正案 |
|--|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 社内規則が適切に運用されているかの確認のためモニタリングを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン手続の対象外とした顧客の取引等も継続的に観察。 取引内容に著しい変化が見られた場合や、突然大量の入出金や損失の発生等があった場合には状況確認を行い、対象外顧客から通常の手続きが必要な顧客に戻す等の対応を実施。 | <p>同 左</p> |